

在宅勤務（テレワーク）、 臨時休業の子の世話職免は 6月1日以降も継続

府教委は5月22日、各校長宛てに「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の取扱いの継続について」及び「新型コロナウイルスに係る教職員の服務について」を通知しました。大阪府の緊急事態宣言が解除されましたが、「新型コロナウイルス感染症にかかる感染拡大の防止対策の一環」として、**在宅勤務（テレワーク）を「当分の間継続する」として**います。

別添QAでは、「分散登校を含め、学校再開にあたり、出勤が必要と考える教職員からテレワークの申し出があった場合」については「在宅勤務は、学校運営等に支障のない範囲において、教職員からの申し出に基づき、校長・准校長の認める範囲で実施」、「校長・准校長は、教職員からテレワークの申し出があっても、学校再開にあたっての体制構築など、学校運営等に支障が生じる場合は、テレワークを認めず出勤させてください。」としています。また、「**テレワーク（在宅勤務）を優先的にさせるべき教職員**」として、**妊娠中の教職員、それ以外は「各学校の実情等に応じて判断」と**してしています。

学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合の職免についても継続、「勤務時間の割振りの変更」（時差出勤）についても、「感染の防止のため、業務に支障のない範囲内において、…学校運営上必要があると認める場合として、**勤務時間の割振りの変更を柔軟に行うことが可能**」としています。

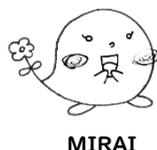
◆感染拡大予防にかかわる教職員の服務（5/22 通知）

| | |
|---|------------------|
| 在宅勤務（テレワーク） | 「当分の間」 継続 |
| 職員・家族等が発熱等の風邪症状により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 引き続き 職免 |
| 学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合 | 引き続き 職免 |
| 勤務時間の割振りの変更（時差出勤） | 引き続き 可能 |

府高教は、緊急申し入れで「**新型コロナウイルス感染症に関わってこの間に制度化された職免、自動車通勤緩和、在宅勤務などの制度は、当面、感染が終息するまで維持すること**」を強く求めています。

現在認められている、感染予防のための臨時的な自動車通勤については継続は未定であり、引き続き交渉・折衝を強めていきます。

\\一人ひとりの声は小さい、だからみんなで！//



MIRAI

府高教情報



加入はコチラ

